

「アメラジアン・スクール・イン・オキナワ」一考察

野呂 浩^{*1}

A Study of Amerasians in Okinawa

Hiroshi Noro^{*1}

It is the aim of this paper to analyze an Amerasian School in Okinawa and reveal the unique problems that Amerasians face in Okinawa. The definition of Amerasians is children with an American father and a Japanese mother.

Children with Amerasian parents have been subjected to various kinds of prejudice and discrimination in Okinawa, the area of Japan with the largest US military bases. It is the mothers of these children that have fought against such a terrible situation and finally things are beginning to change thanks to five mothers' amazing prayers and efforts to establish a free Amerasian School in Okinawa. The goal of these mothers was to create a school to educate their children in order to allow them to be active internationally. They achieved this by providing a learning environment both in English and Japanese languages and cultures. This is called a DOUBLE education where pupils are expected to learn two languages and the cultures of their parents.

It is sad to say but in a sense the situation has revealed the hateful side of the monoethnic identity of Japan. This pull towards a monoethnic identity has played a fundamental part in creating the Amerasian School in Okinawa, however, this school has the possibility of becoming a shining light for education in Japan. The reason why it has the possibility of becoming a shining light is because the double education for double identities is a possible model for a multiethnic society. I am not so sure if Japan is moving very rapidly or very slowly towards a global and multiethnic society. However, I am sure that things must change because Japan consists of so many different nationalities in Japan to maintain the present economic level. The double education is not the same as a bilingual language education, but it produces people who are able to live in peace and cooperation at least in two different cultures and languages. They are Amerasians (American and Japanese). In Japan both at present and in the future such education and people are very much needed that's for sure.

Every Amerasian should be given the same human rights as ordinary Japanese children, because they were born from Japanese mothers. Of course, they have the right to be treated without prejudice, to receive an education, to know their fathers and so on. If children have a Japanese nationality, as written in the law of education, everyone should not be discriminated against in regard to education because of their religion, race, sex, social status, economic level and family backgrounds (Article 3).

By the age of 22, Amerasians have to choose a Japanese nationality or an American nationality. This article of our country's law of nationality puts them into a kind of identity crisis, forcing them to abandon their double identities. The U.K. has people who have

*1 東京工芸大学工学部基礎教育センター教授
2004年9月10日 受理

ationalities and this can be thought of as one example of postnationalism. In the U.S.A. people who are born in the U.S.A. automatically have an American nationality. With all of this in mind, it is probably time to reconsider the present Japanese nationality law, since the law is based purely on the blood of fathers and mothers, the long-held tradition of a monoethnic identity.

Everybody is born as an equal human being and should be guaranteed freedom. This is the philosophical background of very fundamental human rights. Everybody is a human being before s/he has a Japanese or an American nationality.

In conclusion every one of us is asked to make every effort to make people feel equal and then we can work on achieving a free society once we understand the various problems facing Amerasians in Okinawa.

I

「アメラジアン」(Amerasian)とは、アメリカ人(American)とアジア人(Asian)の両親の間に生まれた人々のことである。したがって、アメラジアンは日本だけではなく韓国、フィリッピン、ベトナムなどアメリカの軍事基地があるアジア諸国にも存在する。米国軍人が駐留する国々で起こる、アメリカ世界軍事戦略の影ともいえる現象である。因に、欧州人とアジア人を両親として生まれてくるケースは、ユーロアジアン(Euroasian)というようだが、筆者が今回考察の対象にするのはユーロアジアンではなく、日本の沖縄県のアメラジアンである。

他国の国籍を保持する人と結婚する国際結婚は、妻が外国人で夫が日本人という場合が7割以上である全国的傾向に対して、沖縄では逆に、夫が外国人で妻が日本人というケースが7割程度になる。しかもアメリカ軍人・軍属が夫である場合が多いので、沖縄における国際結婚は、単に国籍の異なる成人男女の出会いというだけではなく、在日米軍軍事基地の75%が置かれている沖縄特有の環境があって生じる一つの社会現象とも捉えなければなるまい。⁽¹⁾

人類の歴史を振り返るならば、全く純粋な血を受け継いできた人種というものは考えにくく、そういう意味では現在地球上に生活している人間はすべて混血児ともいえよう。⁽²⁾日本のアメリカ人との混血児の歴史は、1853年のペリー浦賀来航に遡る。⁽³⁾

異なる国籍の両親から生まれる人の呼称は様々あるが、今回の考察で使用する「アメラジアン」という表現は、もともとは、ノーベル賞受賞作家のポール・バックが1960年代に日本を訪れた際に創り出したものである。⁽⁴⁾

S・マーフィー重松氏の調査(氏はこの調査では日米ハーフという呼称を用いている)では、沖縄のハーフの8割は何らかの形のいじめや差別を受けた経験があるとの調査結果を記している。⁽⁵⁾沖縄では、アメラジアンの子供たちだけではなく、その子供たちの母親たちにさえも、差別と偏見の眼差しが向けられてきたのである。こうした忌むべき現状を何とか打破して、国籍の異なる夫との間に誕生したわが子に適切な教育を受けさせようと、母親たちが立ち上がるのである。そして、わずか5人のシングルマザーたちの出資によって、日米の両言語と文化を学ぶ、いわゆるダブルの教育を実践するアメラジアン・スクール・イン・オキナワ(The AmerAsian School in Okinawa これ以降 AASO と表記する)が1998年6月に沖縄に誕生したのである。このことは、沖縄にユニークなフリースクールが一つ増えただけというだけでなく、日本という国家、民族、文化、歴史が抱えてきた特有の問題を深刻に考えさせる現象でもある。

そこで、本論文では、まず、AASO 設立の経緯、AASO の目指す教育の特質を分析し、さらには、アメラジアンのアイデンティティ問題とも絡めながら、アメラジアンおよび AASO が問いかける避けて通れない本質的な課題とはどのようなものであるのかを分析するのが主たる狙いである。

II

コバルトブルーの海、それに珊瑚礁に囲まれている美しい島沖縄には、前章ですでに触れたように、日本に駐留する米軍専用施設の75%が配置されている。沖縄県は日本の国土の0.6%であるが、基地

が集中している沖縄本島では、実にその面積の18.9%が米軍基地なのである。⁽⁶⁾したがって、沖縄に基地があるというよりは、基地の中に沖縄があると言われる程米軍基地漬けになっている。

米国の軍人を父親として生まれてくるアメラジアン児の包括的な実態調査が行われたことは一度もないようだが、1982年の日弁連調査団の報告書には、当時の国籍法によって、「無国籍児」となっていた「国際児」の数は推定ではあるが約3500人と記されている。⁽⁷⁾

アメラジアンの子供たちは、容姿、外見が異なるゆえの差別、偏見にとどまらず、あらゆる種類のいじめを経験して、そうした体験が心の傷(トラウマ)として残る場合も少なくない。このような残酷な現状をただ手をこまぬいて傍観視しあるいは諦めるのではなく、母親たちは、子供たちが受けてきた差別、偏見、抑圧から我が子を守るために果敢に自分たちの声を発し始めるのである。

1998年ころから、沖縄のメディアもこぞって、アメラジアンスクールについて報道を開始する。さらに、朝日新聞などの新聞各社もアメラジアンの諸問題を取り上げたために、沖縄のアメラジアンが抱える教育上、社会上、精神上の問題を多くの人々が知ることになってきた。⁽⁸⁾このようなメディア報道によるサポートも重要な一背景ではあるが、何よりも特筆すべきは、繰り返しになるが、アメラジアンの子供たちを持つ母親たちがわが子のために立ち上がった母親パワーである。自分と国籍の異なる夫との間に生まれた、生まれつきダブルのアイデンティティの証でもある子供たちが受ける差別、偏見、心の痛みを受け止め、そのダブルを否定されかねない状況を跳ね返し、変革していく母親たちの力強いパワーこそが差別・偏見の蔓延る社会を少しずつではあるが動かし始めるのである。

もう少し、AASO誕生に至る具体的な経緯を眺めてみることにしよう。大方のアメラジアンが学んでいた沖縄県に一枚しかないオキナワ・クリスチャン・スクール・インターナショナルが1997年に、校舎の老朽化と生徒数の増加を理由に新しい土地に移転する。ところが、その移転先は産業廃棄物を投棄した跡地であったために、生徒たちに吐き気、呼吸の乱れ、肌や目の炎症といった深刻な健康上の問題が発生した。さらには校内数カ所から高温異臭

ガスが噴出する始末であった。この重大な問題はただちにマスコミにも大きく取り上げられたので、早速沖縄県は環境調査を2回実施し、何とその結果早々と「安全宣言」を出して終止符が打たれたのである。しかも、ダイオキシンとPCBについては測定器機不足と予算を理由に検査は見送られる始末であった。環境調査後も、生徒たちの健康問題も高温蒸気の発生も続き、母親たちはついに我が子をこの学校から退学させてしまうのであった。退学したおよそ80人の生徒たちは、日本の公立学校か、それとも、基地内のアメリカン・フリースクール、あるいは、自宅学習(ホーム・スクーリング)かのいずれかを選択をしなければならなくなる。AASO設立に指導的役割を果たし、AASOの代表でもある、セイヤー・ミドリさんの場合には、自分の子供を、無認可の民間の国際児の通うフリースクールに通わせる選択をするのであった。日本の公立学校に通わせると、「基地の落とし子」として差別される危険性が高いし、それに英語力を失わせたくもなかった等の理由からである。フリースクールに転校した子供たちには特に問題はなかったようであるが、母親たちのなかには、経済的負担、教育内容、無認可のスクールゆえ、学歴の保障、高校進学ができるか等の不安に苛まれるようになるものたちも出始めた。もともとこのフリースクールは英語教育を受けさせたい日本の母親たちの要望でできた学校であり、アメラジアンを対象にする学校ではなかったのである。

このフリースクールに子供たちを通わせていた5人の母親が中心となって、1997年11月に「アメラジアンの教育権を考える会」を結成する。そして、行政に対しては、学齢期のアメラジアンの就学実態調査、公立のインターナショナル・スクールの設立や公的な財政援助などを要請するのである。当初はマスコミの協力もあり順調に事が進むように思われたが、結局、行政の重い腰を上げさせるまでには至らなかった。そこで悩み抜いた末に到達した結論として、1998年5月に、このフリースクールから子供たちを退学させて、翌月の6月に、わずかこの5人の母親たちの出資によって、ダブル・アイデンティティを育むAASOを開校するのである。⁽⁹⁾

野入直美氏は、はじめて参加した「アメラジアンの教育権を考える会」のミーティングでの、ある母

親の発言が印象的であったとしてこのようなことを述懐している。その母親の発言では、行政にスクールへの財政援助などを訴えに行っても、あくまでもそれは国際結婚をした女たちの個人の問題にすぎないと門前払いされてしまい、行政側の人たちは、「ばかな女たちが、ばかなことをしてつくった子供のことで騒いでいると思っているのよ」という内容である。⁽¹⁰⁾ このように、反米意識に基づく差別・偏見の眼差しは、アメラジアンの子供たちだけではなく、子供たちの母親にも向けられてきたのである。そのような母親たちが、最終的には自分たちの力だけで一つのスクールを誕生させるのである。このような結果に至らせる過程には、社会のあらゆる形の差別、偏見、抑圧の奥に潜む、異質性を蔑視する、異質性を排除する論理が潜んでいることをもちろん直視しなければならないが、そのような現状を冷静に分析し、認識し、必要なことを自分たちで学び、そして、自分たちのビジョンを描き、そのビジョンを見事に AASO というスクールに具体化する経緯を知ると、母親たちの歴史を創造するパワーに対しては賞賛の念を禁じ得ない。

III

1998年6月に、AASOは無認可のフリースクールとしてスタートし、同じ年の8月末には、宜野湾市大山に移転している。フリースクールではあるが、母親たちの願いが叶い、2003年3月には、公立中学校と小学校の卒業認定を受けて、2人の生徒が卒業証書を手にすることができた。母親たちの運動の大きな成果の一つである。⁽¹¹⁾

AASOには公的な援助はなく、父母の授業料、単発の助成金、寄付などで、人件費、維持費、教材費などをやりくりしている。2001年3月時点では、幼稚園児から中学3年生までの在籍児童数が50人である。4クラス、つまり、高学年(5年生～中学3年生)、中学年(3・4年生)、小学年(1・2年生)、幼稚園児に分けて授業を行っている。普通の人家を改造した2階建ての教室と、寄付によって作られたプレハブ校舎のスクールである。すべてのクラスで英語、算数、理科、社会科をアメリカ人の担任教員が英語で教え、日本人退職教員と学生ボランティアが、日本語、日本の社会科や総合学習などの教科を担当している。母語が英語である生徒たちの日本語

教育はなかなか困難で、日本語教育の研究と日本語教師の人材育成が今後の大きな課題の一つである。⁽¹²⁾

このように、二つの言語、文化の、どちらか一つを選択させるのではなく、二つとも教える環境の中で子供たちを育てていく、という教育理念、つまり「ダブルの教育」が、AASO教育の最大の特徴であり、AASOのアイデンティティでもある。この「ダブルの教育」の特質を照本祥敬氏はこのように纏めている。まず、AASOのカリキュラム編成の基本方針は、日本語と英語の2つの言語、文化による教科教育の充実であるとし、この「ダブルの教育」は二つの母語を持つ子供たちのためにあり、二か国語以上に通じることを狙いとするバイリンガル教育とは異なると指摘する。「ダブルの教育」は、言語教育が最終的な目標ではなく、二つの言語を通して自分たちのルーツである二つの文化世界に接近していくことが目指されており、そこには、日本人でもなく、米国人でもなく、両方に所属するアメラジアンとして生きてほしい、という母親たちの熱き願いが込められている。⁽¹³⁾

「ダブル」というと、「ハーフ」よりは何となく多少響きが良いような気もするが、しかし、この「ダブル」の教育理念を具体化するのは並大抵の努力ではあるまい。異なる言語、文化、国籍を持つ両親から誕生した子供たちであるので、どちらか一方を捨てさせて、一つだけ選ばせるのではなく、二つの言語、文化を身につけさせて、将来国際的に活躍する人材を育てたい、との母親たちの強い望みは理解できないものではない。誕生からしてダブルのアイデンティティを背負ってきているのであり、ときには差別用語として使用される「アメラジアン」を敢えて母親たちが用い、スクール名にも使用する理由がまさにそこにあるのである。⁽¹⁴⁾

一国の言語、文化、民族を超えて、多文化社会において、国境に縛られることなく、異文化と共存⁽¹⁵⁾できる人材養成につながるダブル・アイデンティティを育む教育⁽¹⁶⁾なのである。

沖縄生まれのアメラジアンではないが、『アメラジアンの子供たち—知られざるマイノリティ問題』の著者である、S.マーフィ重松氏は、若いころ自分はどこに属するか、と悩むことが多かったそうである。しかし、「国境を超える人間の先駆けになれば

いい」との母親の言葉を著書で紹介している。⁽¹⁷⁾ マーフィ重松氏の母親のこの願いは沖縄アメラジアン（注）の母親たちの願いとぴったり重なるではないか。父親に捨てられてしまったアメラジアンたちの中には、どのような差別にあっても母親の深い愛情によって差別や偏見に負けることなく成長することができたと証言する者も多い。あらためて子育てにおける母親の役割、影響の大きさを知らされる次第である。

ところで、AASOは個人に先駆けてすでに国境を超える交流の機会に恵まれる。韓国のアメラジアンスクールである、アメラジアン・クリスチャン・アカデミーは、AASOが1998年に開校したことなど全く知らずに、1999年に創立されていたのである。アメラジアン・クリスチャン・アカデミーの場合には、母親たちではなく、自らがアメラジアンである成人男性、ジェイムズ・カン・マッキャン氏がキリスト教団体から建物を無償で借りて開校した。タイガー・ウッズによく似ていると自らが語る人物である。⁽¹⁸⁾

ところで、S.マーフィ重松氏は、タイのアメラジアンを論じている章で、あるバンコクの大学には、アメラジアンクラブが存在することや、母親がタイ人であるプロゴルファーのタイガー・ウッズなどについても触れている。⁽¹⁹⁾

このアメラジアン・クリスチャン・アカデミーの教育方針は、「ドウリハナ」—二つの文化を一つに、であり、授業の9割は英語で行われている。まさに、AASOのダブルの教育とだぶる教育である。沖縄社会に生きるアメラジアン（注）の母親たちだけではなく、別な国のアメラジアン（注）の大人の男性も同じ思いを抱いて同じような学校を立ち上げるパワーを発揮していたのである。アメラジアンはその名の通りそもそも一国を越える存在であることは、このような2つの学校が互いの存在も知らずに異なる国にほぼ同時に誕生するという不思議な現象にさえも読み取ることができるのではなかろうか。

2001年には、校長でもあるジェイムズ・カン・マッキャン氏が沖縄を訪れて、将来の交流計画についてすでに意見交換をしている。⁽²⁰⁾ AASOの生徒たちが国境を越えて学び、国際的に活躍できる人材に育つに相応しい教育環境がもう一つ整ったのである。

IV

アメラジアンには4つの基本的権利があるとの主張がある。第1に、差別されない権利、第2に、教育を受ける権利、第3に、父親に養育費を求める権利、そして、第4に父親を知る権利である。⁽²¹⁾

純血民族主義的神話に従って生きようとすれば、二つの血が混じるアメラジアンのような存在を日本で受容することは不可能になってしまう。しかしながら、日本の現在の労働力を維持するためにも、年間60万人もの移民を受け入れなければならない現実を直視するならば、好むと好まざるとに拘わらず、日本は、じきに少なくとも現在よりはマルチエスニック（注）的社会になっていく運命を避けることなどできない。したがって、雇用や結婚だけでなく、あらゆる面での差別を慎むべきことは当然であろう。「日本人」を民族だけで狭義に定義づけて事足りる時代ではなくなってきているのである。⁽²²⁾

どちらかといえば、均質性、同一性を重視する日本の教育界にあって、AASOはダブル・アイデンティティを目指す教育、異なる二つの言語、文化を身につけさせる教育目標を掲げて実践していることに特に注目すべきであろう。この教育は、画一性の教育ではなく、一種の多文化教育である。言語、文化などの異質性を受け入れて共存する基本姿勢を養う教育である。

日本の将来を考えるならば、このような教育こそが必要とされていることを何人も否定できまい。異質性との共存を図る教育こそが、今日のような、国際化社会、グローバル化時代にはなくてはならないものである。異質性との共存といっても、別に自分のアイデンティティを失って没個人的になるのではなく、異質な存在を排除するのではなく、強制的に同化を強いるのでもなく、異質性を許容して共存を図り努めることである。

異なる国籍、言語、文化を持つ両親から誕生したアメラジアンの子供たちに、異質性を持つダブルの言語、文化を身につけさせようとするのは何も特異なことではなく、当然至極のことである。片方だけを教育するのはそれこそ差別的教育となろう。ダブルのアイデンティティを持つ存在としてそのような教育に対して否と抗議するのは当然の権利であろう。ダブルというのは、父、母の言語、文化の

ことであり、父母のアイデンティティを引き継ぐことに異を唱える人はその根拠を明らかにできるであろうか。ダブルのアイデンティティはアメリカンのルーツそのものなのである。人のルーツを否定できる権利は何人にもないはずである。

養育費要求の問題であるが、すでにアメリカはフランス、ドイツなどと養育費相互協定を結んでいる。日本政府もアメリカと同じ協定を結び、父親が養育費を送って子供の養育に責任を持つようにさせるべきである。軍人である父親が一度姿をくらますと、軍事作戦上の秘密だなどと言われて、なかなか居場所を確認できなくなってしまう場合が多いことも、この協定の締結を急がなければならない理由である。(23) 日弁連レポートにも、「日本政府は、扶養義務を負う米国人父が本国に在住しているアメリカンの子の養育費の取り立てを容易にするため、米国との間で二国間協定を締結すべきである。」と明記されている。(24)

これまでの考察からアメリカンの子供たちには様々な問題が社会から押し付けられていることが分かる。アメリカンの子供たちがもっとも認めることが辛いのは、自分の父親に望まれなかったということである。そして、これは、母親たちにも同じことがいえよう。しかしながら、やはり、子供たちには自分の父親を知る権利があるのである。自分の父親を知る権利は、アメリカの裁判所では認められてきた権利である。父親のプアイデンティティも強制力があり、自分の遺伝子の起源、医療歴を知る権利、遺産相続の可能性の権利、そして、アイデンティティを確立する上にも大事な精神的必要を満たす権利である。(25)

S.マーフィー重松氏のアメリカンの子供たちに対する4つの権利の主張は、氏の様々な個人的体験と長年にわたる調査・研究に裏打ちされての提案ゆえ、内容的にも説得力に富むものばかりである。

アメリカンの子供たちの権利の問題をもう少し考えてみたい。日本国籍を持つアメリカンであれば、当然、日本国民としての基本的人権が保障されるべきである(憲法第十一条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。」。さらに、第十四条の文言に盛り込まれてい

る、平等に扱われる権利も当然であろう(第十四条「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」。さらには、教育基本法の第三条に規定されている教育の機会均等も保障されなければならない(教育基本法 第三条「すべての国民は、ひとしく、その能力に応じる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」。)。憲法も解釈によって運用の幅があるが、このような条文を素直に文字通りに読むと、AASOの輝かしい未来に期待する気持ちと同時に、憲法や教育基本法との関わりでは首をかしげたくないような差別、偏見の眼差し、国際協調から程遠い現状も見えてくると言わざるを得ない。因に、教育基本法第十八条の第二項には、小学校教育の目的として、郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導くことの他に、進んで国際協調の精神を養うこと、と規定されている。公立学校で各種のいじめに会い、退学せざるを得なくなるようなアメリカンの子供たちと他の生徒たちにも、この条項との関わりで説得力のある説明をすることなどできるであろうか。筆者は憲法研究者ではないので、独自の解釈論など展開する能力はないが、憲法および教育基本法の規定の文字通りの文言に、日本国籍を保有するアメリカンに保障すべき自由と平等の権利を語らせるのが一番分かりやすいのではないか。

ほとんどのアメリカンは日本国籍保持者であるようだが、なかには、アメリカンの子の中には、米国で生まれたが、その後事情で日本に住むことになるが、日本国籍を確保するために必要とされる国籍留保の届け出を怠ったために、母親が日本人であるのに日本国籍を有しない子どもたちもいるようである。日本人母の単独届け出では足りず、父親の法務局への出頭、もしくは、同意を得ることが不可能であることの証明として父親が子を遺棄している状態にあるとの証明を要求されるようである。母の単独の届け出によっても日本国籍を取得できるように規定を改めるか、弾力的な運用ができないものか検討の余地がある。そもそも国籍法では、母親が日本人であれば、日本国籍を取得できると規定

されているのである（国籍法 第二条 「子は、次の場合には、日本国民とする。二 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。）。手続き論も重要であろうが、それにこだわって日本の公立学校で学べる権利等を保障できなくなることは、AASOは学校教育法上の学校にあたらぬことを理由に、行政が助成を行わないことと同様、何やら本末転倒しているように筆者には思われる。

V

以上の考察から分かるように、AASOおよびアメラジアンの子供たちが抱える諸問題は、日本という国家、民族、文化、歴史が抱える特有の問題をえぐり出してくれる。

米国の世界軍事戦略として世界の各地に米軍基地が配置されている。そうすると、米軍軍人と地元女性との出会いがあり、その結果としてアメラジアンが誕生する。それならば、米軍基地がなくなれば、アメラジアンが誕生しなくなり、アメラジアンへの差別、偏見という厄介な問題もありえなくなるだろうという単純な問題ではない。人間社会が存在する限り、自分たちとは異なる宗教、社会、文化、言語、価値観を持つ人々との間には何らかの差別、偏見、蔑視が存在し、苦しみ、ときには戦争にまで発展してしまうことなどは過去の歴史が証明済みである。

いずれにしても、「基地の落とし子」との差別的な表現でも呼ばれるアメラジアンに対しては、沖縄の基地の存在に責任を持つ、日米両政府が、養育費を請求できる二国間協定の締結を早期に図るだけでなく、アメラジアンが抱える教育上の課題を含む諸々の問題を解決するためのより一層の努力が求められよう。すでに少し触れたが、ばかな女がばかなことをしてその結果生まれた子供のことで騒いでいるだけさ、というような認識を行政側が持つならば、それこそ恥ずかしい浅薄な認識を曝け出し、問題を抱えている同胞を見捨てることに繋がることを悟るべきである。日本国憲法、教育基本法、国籍法等の条文の土台となっている考え方を踏まえながらも、できるだけ弾力的な対応、運用をする検討があつてしかるべきではなかろうか。どのような条文も運用次第ではその条文の精神を抹殺しかねないのである。

アメラジアンの子供たちが成長するにつれて直

面する最大の問題は国籍選択の問題である。この問題は、つまるところ、自分たちのアイデンティティの問題である。自分は日本人なのか、それともアメリカ人なのか。人種的に、自分は日本人なのか、アメリカ人なのか。文化的、言語的に、自分はどちらに所属するのか。日本か、それとも米国か。このようなジレンマを絶えず経験する運命を背負わされているのがアメラジアンの子供たちである。

現在の日本の国籍法では、二重国籍の場合には、22才に達するまでに、どちらかの国籍を選ばなければならぬと規定されている。（国籍法 第十四条 「外国の国籍を有する日本国民は、外国及び日本の国籍を有することになった時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに、その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。）」純血主義的な考え方から発している法であろうが、これはアメラジアンたちに苦渋な選択を強いることになる。米国籍を選ぶと、お母さんに悪いと思う感情がおこることもあるし、また、日本国籍を選択するならば、お父さんに申し訳ないという気持ちが生じることも考えられ、残酷な選択となりうる。ダブルの片方のアイデンティティを選ぶことは、もう一つの片方のアイデンティティの放棄を意味する。ダブルのアイデンティティこそが、アメラジアンルーツであり、そのようなルーツを削り取る法律となってしまうのである。やむを得ずどちらか一方を選ぶとなれば、7割ほどのアメラジアンの子供たちがアメリカ国籍を選択すると答えるらしい。⁽²⁶⁾ ダブルのアイデンティティを22才以降は持てなくなるアメラジアンたちが日本を選択する割合はわずか3割となり、アメラジアンたちに選択されない国になってしまうのである。

父親が日本人の場合にのみ、日本国籍を与えていた時代から、現在は母親が日本人の場合にも日本国籍取得が可能になっている。アメリカの国籍法は生地主義であるが、日本の場合は血統主義である。したがって、帰化の手続きをする場合を除いて、在日外国人の場合は何世になっても日本国籍にならない仕組みになっている。植民地時代の歴史的経緯や人権に配慮しながら抜本的な検討をすべき時期に差し掛かっているのではなかろうか。

英国は、移民を多数受け入れてきた国である。筆

者はこの分野の研究者ではないので詳しいことは分からないが、そうした移民が英国籍を取得するのはそれほど困難ではないらしい。そして、英国は多重国籍を許容している国なので二重国籍などは極めて一般的であるようである。今や、世界を眺めるならば、国は絶対ではなく、自分が共有する文化、宗教の価値観などに帰属意識を持つような傾向が見られる。欧州人であるとの意識などもその例であろうか。あるいは、何ら帰属意識を必要としないような社会も出現しつつあるのではなからうか。こうした傾向が「ポストナショナルリズム」の傾向と考えるならば、血統主義に基づく法律の規定、社会づくりそのものを見直す時期に差し掛かりつつあるのではなからうか。22 才になったら、国籍選択をしなければならないけれど、どちらを選びたいのと聞かれて「何で、二つ持てないの？」と素直に聞き返す小さな子供に、国籍法の条文説明で納得させることができるであろうか。アメラジアンの子供たちの中には、何が何でも日本の学校にだけは行きたくない、と叫ぶ者も少なくないが、そうした懇願に潜む日本の学校にある諸々の差別に震え上がる幼心の発するメッセージに素直に耳を傾けるべきではなからうか。

AASO は、多文化、マルチエスニシティの社会を先取りする教育となりうる可能性を秘めてもいる。同質性を尊び、たとえ意識的でないにしろ日本国籍以外の国籍を保持する者たちに、同質性との同化を強制し、様々な差別、偏見が蔓延る日本社会が AASO を誕生させる影の一役を担っていることを猛省しなければなるまい。それだけかえって、日本社会そのものが、そうした学校を制度的に援助を惜しんだり、さらなる差別、偏見を加えてはいけないうことに気付かなければならない。ダブル、多文化的な生き方を教育目標とする AASO から、むしろ日本の学校および社会が学ぶことが多いのではなからうか。

私の友人のアメリカ人がロシアを旅行中にバスの中である日本人に会った際、その日本人が、そのアメリカ人をわざわざ指差して、「あ！外国人だ！」と言ったそうである。そのアメリカ人は日本に長く住んでいて日本語も分かる方だったので、すかさず優しい口調で、「ここではあなたも外国人じゃないのかな…？」と応じ、わざわざ異なる国に来てまで

外国人と呼ぶ愚かしさを論じたようである。その日本人は、「あ！そうですね！」とちょっと少し恥ずかしそうに笑ったそうである。別に悪意を持って外国人と呼んだ訳ではないこと位は筆者にも分かるが、言われた方はあまりいい感情も持たないことまでは気付いていないようである。

筆者が 30 数年前に、ハワイを訪れた際に、あるハワイの女性が、私は、5 つか 6 つの血を受け継いでいるのよ。それぞれの血と文化の良いところを全部もらってとっても幸せよと言って、私にレイをかけてキスしてくれたことを記憶している。もちろん、これだけの発言で、ハワイは理想的な多文化、多民族社会であるなどと結論づけるつもりは毛頭ないが、この発言をした女性と同じような発言が日本社会で聞かれるようになるには、とてつもない時間と様々な差別、偏見の歴史を経なければならないだろうな、と溜め息をつくのは筆者だけであろうか。

何々人である前に皆人間である当たり前のことを悟り、人間は生まれながらにして自由・平等である、という基本的人権の考え方をあらゆる条文、教育の基本にし、実際にそのように生きることが求められよう。

マーフィ重松・ステイヴン氏は、1988 年沖縄宜野湾市にあるパール・S・バック財団のオフィスを訪ねた時の体験を自著で紹介している。オフィスにある本には、沖縄で何年も過ごしたことがある元空軍の米国の兵隊さんが、パール・バックに語ったとされる話しが載っていた。この兵隊さんは、沖縄の人から、アメラジアンは多くいるが、別の島に送られたとの話を聞いていたので、実際にその島に行ってみたらその話しは作り話ではなく実話であることが分かった。なかば崩れ落ちるような人気のない寺から、虐げられたせいか明らかに栄養不足で傷だらけの混血児が大勢飛び出してきて、その兵隊さんに食べ物をくれとせがむのであった。⁽²⁷⁾

このような過去の歴史的事実に接すると、自分が直接当時の混血児を虐げた訳ではないが、そのような歴史の延長線である現在に生きる一日本人として、涙して懺悔し、AASO が日本社会を照らす光明となるように祈り、どのような想いでパール・バックが「アメラジアン」という表現を創造したのか想像できると思うのは筆者だけであろうか。

注

- (1) 照本祥敬 (編・著) セイヤ・ミドリ 与 那嶺政江 野入直美 『アメリカンスクール：共生の地平を沖縄から』 ふきのとう書房 2001 pp.153-154
- (2) 波平勇夫 「混血児の研究 (1)」 沖大論叢 10 卷 1 号 1969 年 p.79
- (3) S・マーフィー重松、坂井純子訳 『アメリカンの子供たち—知られざるマイノリティ問題』集英社 2002 年 p.60
- (4) Ibid., p.11
- (5) マーフィー重松・ステイーヴン 「沖縄の日米ハーフに対するステレオタイプ」 沖縄心理学会編『沖縄の人と心』九州大学出版会 1994 p.56
- (6) 人種差別撤廃条約に関する第 1・2 回日本政府報告書に対する日弁連レポート 2001 年 1 月 19 日 日本弁護士連合 p.35 <http://www.nichibennren.or.jp/jp/katsudo/jinnkenlibraly/treaty/race/report-1st2nd/jfba-report/contents.html>
- (7) 『アメリカンスクール：共生の地平を沖縄から』 p.5
- (8) 『アメリカンの子供たち—知られざるマイノリティ問題』 p.162
- (9) 『アメリカンスクール：共生の地平を沖縄から』 pp.87-93
- (10) Ibid., p.119
- (11) Ibid., p.97
- (12) Ibid., pp.97-98
- (13) Ibid., pp.182-183
- (14) Ibid., p.84
- (15) Ibid., p.119
- (16) Ibid., p.93
- (17) 『アメリカンの子供たち—知られざるマイノリティ問題』 p.9S.
- (18) 『アメリカンスクール：共生の地平を沖縄から』 pp.145-150
- (19) 『アメリカンの子供たち—知られざるマイノリティ問題』 p.78
- (20) 『アメリカンスクール：共生の地平を沖縄から』 pp.145-150
- (21) 『アメリカンの子供たち—知られざるマイノリティ問題』 p.198
- (22) Ibid., pp.199-200
- (23) Ibid., pp.215-216
- (24) 日弁連レポート p.36
- (25) 『アメリカンの子供たち—知られざるマイノリティ問題』 pp.222
- (26) 『アメリカンスクール：共生の地平を沖縄から』 p.112
- (27) 『アメリカンの子供たち—知られざるマイノリティ問題』 p.137